

平成24年度 事務事業点検シート

事務事業名	農業委員会運営事業		新規/継続	継続事業	整理番号	4505001000 - 001	
			分割/統合				
関連予算科目	会計	一般会計	事業の分割/統合の内容				
	款	農林水産業費	事業所管課	農業委員会事務局			
	項	農業費	連絡先	(078)918-5063			
	目	農業委員会費	自治/法定	自治 + 法定	開始年度	昭和 27 年度	
	事業	農業委員会運営事業	根拠法令・要綱等	農地法・農業委員会等に関する法律等			
施策分野			実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理			
個別計画							

事業の目的	対象（誰を・何を）	明石市内の農地と農業者
	意図（どういう状態にしたいのか）	農業生産力の向上と農業経営の合理化を進め、農業者の地位の安定・向上を図る。 農地の転用を規制する。 農地を効率的に利用する農業者の農地の権利取得を促進し、農地の利用関係を調整する。

事業内容	農業委員会を毎月開催する。各回の開催にあたり議案審議に伴う現地調査を行う。 農地の権利移動 平成22年度26件24,785㎡ 平成23年度13件13,344㎡ 農地の転用 平成22年度154件107,558㎡ 平成23年度205件129,567㎡ 諸証明 平成22年度72件 平成23年度75件 農地バトロールの実施 平成21年度 10月に実施。平成20年度と比較して遊休農地は、8筆0.5haの改善があったが、新たに8筆0.87haの遊休農地を発生した。結果的に遊休農地0.37ha増。無断転用農地は、7筆0.35haで増減はなかった。 平成22年度 10月に実施、その後指導した結果、2月1日に是正状況を確認したところ、遊休農地が11筆1.08haとなった。 平成23年度 10月、2月に実施。昨年度末に遊休農地であった1.1haについては、1.0haを解消したが新たに1.4haの遊休農地が発生した。 平成24年度 7月に実施済。引き続き11月に実施予定。
	事業目標の設定 平成21年度に、農林水産省の指示により事業目標を設定し、これに沿った取組みを行うため「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を策定し、平成22年度以降、計画の点検・評価及び当該年度の計画を策定した。平成24年度も同様に、当該年度の行動指針たる目標の設定と、前年度の点検・評価を行う。 今後の取組み ・上記のこと、継続して実施する。 ・農地法の改正により義務化された「遊休農地対策」としての調査、指導を強化する。 ・農地管理事務を効率的に遂行するため、農地基本台帳システムの有効活用を図る。 ・「人・農地プラン」の啓発と推進を支援する。

事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				24年度人員配置(人)		
				国・県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	正規	嘱託	その他
22決算	19,376	42,200	61,576	1,772	0	182	59,622	4.00	7人	0.00
23決算	16,688	40,000	56,688	1,776	0	187	54,725	1.00	再任用	0.00
24当初予算	17,038	39,600	56,638	1,776	0	186	54,676	1.00	任期付	6.00

区分(節)	内容	金額	24年度当初予算事業費明細	区分(節)	内容	金額
旅費	全国会長大会派遣等旅費	137	旅費	全国会長大会派遣等旅費	203	
交際費	会長交際費	17	交際費	会長交際費	60	
需用費	消耗品費等(食糧費を含む)	581	需用費	消耗品費等(食糧費を含む)	634	
委託料	農地基本台帳システム維持保守料	158	委託料	農地基本台帳システム維持保守料	158	
その他		334	その他		349	
合計		16,688	合計		17,038	

整理番号	4505001000-001	事務事業名	農業委員会運営事業			
事業の成果	指標名	考え方・定義・式	単位	22年度	23年度	24年度見込み
	耕作放棄地の解消面積	農地パトロール、農業委員等による指導により、解消された耕作放棄地の面積	ha	0.5 (削減)	1.0 (削減)	1.5 (削減)
	指標で表せない成果					
事業の評価 (所管課評価)	項目	評価	説明			
	必要性	高い	<p>・主要業務は、「農業委員会等に関する法律」及び「農地法」に規定されている法令業務であり、法により市に設置される農業委員会が実施する必要がある。</p> <p>農地法：農地の権利移動・転用等に関する業務、農地の賃貸借の解約更新、遊休農地対策等</p> <p>農業委員会法：農業委員会の開催、農業委員選挙資格認定等</p> <p>・法令に基づく任意の業務としては、地域農業の振興と農業経営の合理化を図るため、農地の利用集積、認定農業者の育成、集落営農の組織化などの取り組みが必要である。</p>			
	有効性	やや高い	<p>法令業務については、法令に基づき適正に処理している。</p> <p>法令に基づく任意業務は、これから一層の拡充を目指す必要がある。</p>			
	効率性	高い	事業費の90%強が農業委員の報酬で、残りは事務経費を計上している。			
評価：高い・やや高い・やや低い・低い						
今後の事業の方向性 (所管課方針)	項目	判断	説明			
	事業の規模	拡充	<p>法に基づく任意の業務である農地の利用集積、認定農業者の育成、集落営農の組織化などの農業振興施策については、農地法、農業経営基盤強化促進法などで積極的な実施が求められている。そのため、「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に従って事業を推進していく。加えて平成21年12月に改正された農地法では、遊休農地対策について農業委員会の責務が強化されるなど農業委員会の役割が増大しており、拡充を図る業務となっている。</p>			
	手法の改善	維持	<p>毎月開催される農業委員会総会だけでなく、懸案事項について農業委員による検討委員会を組織し対応してきたが、引き続き農業委員の経験と知識の活用を図っていく。</p>			
	事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止      手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止					
今後の事業展開方針						
<p>農政の基礎データとなる農地基本台帳を適正に管理する。</p> <p>法に基づく任意の業務である農地の利用集積、認定農業者の育成、集落営農の組織化などの農業振興施策については、「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に従って積極的に事業実施をしていく。</p> <p>農地の利用状況調査を進めていく上で、地図情報の把握は必要不可欠であるので、農地地図情報システムを導入する。</p>						

「今後の事業の方向性」は、平成24年8月末時点の所管課の方針であり今後変更する場合があります。